株主各位

埼玉県さいたま市中央区上落合2丁目3番1号株式会社 ゴルフ・ドゥ 代表取締役社長 伊 東 龍 也

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしま すので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

尚、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案がございます。 当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますの で、後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に 議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年6月26日(木曜日)午後6時30分 までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成20年6月27日(金曜日)午前10時
- 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心3-2
 ラフレさいたま 5F 桃 2番
- 3. 目的事項

報告事項 第21期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)事 業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 補欠の監査役1名選任の件

第3号議案 当社取締役ならびに監査役に対する報酬として新株予約権を 発行する件

第4号議案 当社従業員に対してストックオプションとして新株予約権を 発行する件(新株予約権の有利発行議案)

以上

(お願い)

- ※ 当日、ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付までご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウエブサイト(http://www.golfdo.jp/)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

I. 会社の現況

1. 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、全体的には緩やかな拡大基調の下にありましたが、米国サブプライムローン問題や原油・原材料価格の高騰等の懸念材料により、経済の先行きに対しては不透明感が広がっております。個人消費においても、物価の上昇から減退ムードが高まりつつあります。

しかし、ゴルフ業界におきましては、石川遼選手のプロ転向や国内女子プロツアーの人気継続等から、各メディアにおいてゴルフに関する情報が露出する機会も多くなり、カジュアルなスポーツとして定着しつつあることや、ゴルフ場・練習場の入場者数が平成17年から3年間ほぼ増加傾向を辿っていることなどから、個人消費の停滞が言われている中では比較的明るい傾向が見えてきております。

このような経営環境のもと、当社は当事業年度平成20年3月期を初年度として中期経営構想「Reborn2010」の実行に着手いたしました。

店舗につきましては、直営事業では当社独自開発となる150坪パッケージである「ゴルフ・ドゥ!水戸店」「ゴルフ・ドゥ!大宮丸ヶ崎店」の2店舗を出店しました。フランチャイズ事業では3店舗出店し、当事業年度末の営業店舗数は全国で合計73店舗となりました。

また、「ゴルフ・ドゥ!オンラインショップ」では、用品販売(5月)、ネット買取り(9月)をスタート、新商品・サービスの追加を行ないました。

この結果、当事業年度の売上高は24億62百万円(前期比11.5%増)、営業利益が34百万円(前期比165.6%増)、当期純利益は29百万円(前期純損失51百万円)となりました。

なお、配当につきましては、今後も積極的な150坪パッケージの出店を 続け成長路線に拍車をかけるためには、利益につきましては第一に内部留 保して資金需要に充てていく方針でありますが、公開企業として株主様に 対して責務を果たすために、将来的には配当性向を設定し、これに基づき 利益を株主様に還元していく所存であります。 事業別の売上状況は次のとおりであります。

(単位:百万円、%)

事	業	別	当	期	前	期	対 前	期比
7	*	7)/1	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	構成比
直	営 事	業	1,772	72. 0	1, 452	65.8	122. 1	6. 2
フラン	チャイ	ズ事業	689	28. 0	754	34. 2	91. 4	△6. 2
合		計	2, 462	100.0	2, 207	100.0	111.6	_

次に、各事業セグメント別の概況をご報告申し上げます。

(1) 直 営 事 業

直営事業は、大型店舗である水戸店、大宮丸ヶ崎店を出店した結果、 売上高は前期の14億52百万円から17億72百万円(前期比22.1%増)となりました。

(2) フランチャイズ事業

フランチャイズ事業は、3店舗の出店にとどまったことから、売上高は、前期の7億54百万円から6億89百万円(前期比8.6%減)と減少いたしました。

② 設備投資の状況

当事業年度は直営店(水戸店、大宮丸ヶ崎店)出店、社内O. A機器取得、新規システムの開発などにより総額76百万円の設備投資を実行いたしました。

- ③ 資金調達の状況 該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収合併または新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区	分	第 18 期 [平成16年4月~] 平成17年3月]	第 19 期 【平成17年4月~ 平成18年3月	第 20 期 [平成18年4月~] 平成19年3月	第 21 期 (当事業年度) [平成19年4月~ 平成20年3月]
売 上	高 (千円)	1, 408, 594	2, 154, 983	2, 207, 104	2, 462, 327
経 常 利	益 (千円)	81, 892	118, 757	6, 964	37, 994
当期純利	益 (千円)	123, 625	102, 582	△ 51,842	29, 895
1株当たり当期純	利益 (円)	11, 210. 13	9, 301. 96	△ 3, 986. 04	2, 287. 36
総資	産 (千円)	700, 480	971, 754	1, 133, 060	1, 231, 735
純 資	産 (千円)	487, 373	589, 955	850, 913	882, 844
1株当たり純資	産額 (円)	44, 194. 20	53, 496. 16	65, 314. 19	67, 480. 25

- (注) 1. 記載金額は千円未満を、1株当り当期純利益は小数点第2位未満をそれぞれ切捨て表示しております。
 - 2. 記載金額頭部の△は損失を示しております。
 - 3. 平成17年1月31日付けで1株を2株に分割する株式分割を実施いたしました。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

- 親会社との関係
 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況 該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

中古ゴルフクラブ市場でお客様満足度No.1を目指す当社を取り巻く環境は、価格の手頃さや中古ゴルフクラブに対する個人ユーザーの認識の高まりを受けて堅調に成長して参りました。しかし、昨今では競争が激化し、中古ゴルフクラブ市場においても有力企業の戦略が明確になってきました。また昨今、新品ゴルフ量販店も中古ゴルフクラブの下取りとその販売をショップの中でコーナー展開するなどの方法にて参入しております。以上の環境変化を踏まえ、当社では、次のような経営課題を抱え、それらに対する諸施策を実施しております。

① 直営店の店舗展開と物件の確保

当社は自社の知名度を高め、一般ゴルファーの利用を高めるために国内 最大の市場である首都圏で直営店を集中的に出店する計画を進めておりま す。さらに計画達成のための優良店舗物件の確保として、建設協力金方式 による出店方式も取り入れ、計画的な出店戦略が実行できる体制も整備し ております。

② フランチャイズチェーン本部の機能強化

直営事業と並ぶ当社事業の両輪の1つであるフランチャイズチェーン展開を今後も発展させていくには、本部機能を強化し、本部方針をフランチャイズ加盟店に徹底させると同時にフランチャイズ加盟店側のニーズにきめ細やか、かつ柔軟・迅速に対応していく必要があります。そのためにフランチャイズ加盟店の経営指導を行うスーパーバイザーのレベルアップ、情報システムの強化を引き続き図っていきます。

③ 人材の確保と育成

直営店の出店と新規事業開発のために、人材の確保と育成が必要であり、 従来の中途採用に加え、今後さらに、新卒の定期採用と教育研修制度の充 実、人事制度の見直しを進めていきます。

④ 資金調達力の強化と多様化

当社では従来、新規出店については主に内部留保で対応して参りましたが、今後加速化する直営店舗の出店と情報システム投資を行うには外部からの資金調達も必要であり、財務のバランスを取りながら資金調達の多様化も検討してまいります。

⑤ コンプライアンス、リスク管理体制の強化

法令を遵守するだけではなく、企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには小規模な経営組織といえども、コンプライアンス体制の充実・強化が急務であります。

また、当社を取り巻く事業環境の変化と事業規模の拡大に伴い、従来には想定していなかった事業リスクの発生の可能性に対しても準備が必要であり、これらのリスクの発生を未然に防ぐためには内部管理体制の強化も急務であります。また、金融商品取引法での内部統制制度(J-SOX法)施行に従って、内部統制の整備・充実を図るために、社内規程類の見直し、内部監査機能の強化、監査法人・顧問弁護士など社外専門家との連携をより一層密にしており、その連携強化を図っていく方針であります。

5. 主要な事業内容(平成20年3月31日現在)

当社は、中古ゴルフクラブの売買を中心とするゴルフリサイクルショップ「ゴルフ・ドゥ!」の直営店舗展開及びフランチャイズチェーンの本部運営を主な事業としております。

6. 主要な事業所および店舗(平成20年3月31日現在)

名	称	所	在	地
本社		埼玉県さいたま市	中央区上落合2	丁目3番1号
ゴルフ・ドゥ!草	加店	埼玉県草加市北谷	1丁目27番21号	
ゴルフ・ドゥ!哟	大上店	埼玉県鴻巣市袋15	5番1	
ゴルフ・ドゥ!非	上浦和店	埼玉県さいたま市	浦和区領家4丁	目1番2号
ゴルフ・ドゥ!与	5野中央店	埼玉県さいたま市	中央区下落合5	丁目18番3号
ゴルフ・ドゥ!多問	と ニュータウン店	東京都八王子市松	木33番13	
ゴルフ・ドゥ!沒	紧 谷店	埼玉県深谷市国済	寺町26番 6	
ゴルフ・ドゥ!和	它小金井店	東京都小平市花小	金井3丁目18番	2号
ゴルフ・ドゥ!川	越店	埼玉県川越市山田	1652番 1	
ゴルフ・ドゥ!権	利川末広店	埼玉県桶川市末広	2丁目1番6号	
ゴルフ・ドゥ!オ	·戸店	茨城県水戸市笠原	町1194番8	
ゴルフ・ドゥ!カ	で宮丸ヶ崎店	埼玉県さいたま市	見沼区大字丸ヶ	崎995番

(注) 水戸店 平成19年10月、大宮丸ヶ崎店 平成20年2月にそれぞれ新規開業しております。

7. 使 用 人 の 状 況 (平成20年3月31日現在)

区	分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合	計	71名	14名増加	32.4歳	2.9年

- (注) 1. 臨時従業員及び嘱託契約者は含んでおりません。
 - 2. 平均年齢及び平均勤続年数は小数第2位を切り捨て小数第1位まで表示しております。
 - 3. 使用人の増加要因は直営店の出店及び欠員補充によるものです。
 - 8. 主要な借入先の状況 (平成20年3月31日現在) 該当事項はありません。
 - 9. 会社の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

Ⅱ. 株式の状況(平成20年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 44,000株

2. 発行済株式の総数 13,083株

3. 株 主 数 1,092名

4. 大 株 主(上位10名)

	株	主名	,	当社への	出 資 状 況
	174	土	1	持 株 数	出資比率
松	田	芳	久	5, 732	43.81
赤	根		忡	651	4. 97
ヤ	フ ー	株式会	会 社	540	4. 12
ラ	オック	ス株式	会 社	400	3.05
細	田	裕	[11]	268	2.04
伊	東	龍	压	185	1.41
池	田	孝	徳	163	1. 24
株	式 会	社 丸	111	163	1. 24
中	村	義	和	137	1.04
松	井 証 券	条 株 式	会 社	134	1. 02

Ⅲ. 新株予約権等の状況

1. **当事業年度末日における役員が保有する新株予約権の状況**(平成20年3月 31日現在)

(旧商法第280条/20及び第280条/21の規定に基づき発行した新株予約権)

① 平成17年2月8日取締役会決議

●新株予約権の数(個)

155個

●新株予約権の目的となる株式の種類

普通株式 155株

●新株予約権の行使時の払込金額(円)

37,000円

●新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

8,695,000円

●新株予約権を行使することができる期間

平成19年3月1日~平成24年2月29日

●新株予約権の行使の条件 新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員のいず れかの地位にあることを要する。また、新株予約権者の相続による本新株 予約権の行使は認めない。更に、本新株予約権者が、本新株予約権の行使 時までに、禁固刑以上の刑に処せられた場合、当社の就業規則その他の定 めにより懲戒解雇もしくは論旨解雇の処分を受けた場合、行使1年以内に 就業規則に違反し減給処分を受けていた場合、本新株予約権の行使は認め ない。その他の条件については当社と本新株予約権者との間で締結した 「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

●新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。また、質入れそ の他一切の処分は認めない。

●当社役員の保有状況

			新株予約権の数	目的である株式の数	保 有	者 数
取締役	取締役(社外取締役除く)		25個	25株		1名
監	査	役	0個	0株		0名

② 平成17年6月28日取締役会決議

●新株予約権の数(個)

161個

●新株予約権の目的となる株式の種類

普通株式 161株

●新株予約権の行使時の払込金額(円)

137,000円

●新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 24,112,000円

●新株予約権を行使することができる期間

平成19年7月1日~平成24年6月30日

●新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員のいず れかの地位にあることを要する。また、新株予約権者の相続による本新株 予約権の行使は認めない。更に、本新株予約権者が、本新株予約権の行使 時までに、禁固刑以上の刑に処せられた場合、当社の就業規則その他の定 めにより懲戒解雇もしくは諭旨解雇の処分を受けた場合、行使1年以内に 就業規則に違反し減給処分を受けていた場合、本新株予約権の行使は認め ない。その他の条件については当社と本新株予約権者との間で締結した 「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

●新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。また、質入れそ の他一切の処分は認めない。

●当社役員の保有状況

			新株予約権の数	目的である株式の数	保	有	者	数
取締役	(社外取締役	除く)	40個	40株				4名
監	查	役	20個	20株				3名

2. 当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付された新株予約権の 状況

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員の状況

1. 取締役及び監査役の状況 (平成20年3月31日現在)

役	名	B	Ē	3	名	担当または他の法人等の代表状況等
代表」	取締役社長	伊	東	龍	也	
取 締	i 役 会 長	松	田	芳	久	株式会社ボックスグループ 代表取締役
取	締 役	大	井	康	生	経営管理本部
取	締 役	井	上	文	彦	マーケティング本部、FC事業本部
取	締 役	中	Щ	公	隆	東京ビジネスオーデット株式会社 取締役
常勤	監査役	小	澤	幸	乃	
監	査 役	志	村	孝	典	
監	査 役	安	野	憲	起	司法書士

- (注) 1. 取締役 中川公隆氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役 安野憲起氏及び監査役 志村孝典氏は、社外監査役であります。
 - 3. 専務取締役 構松裕司氏は、平成19年12月31日付にて辞任しております。

2. 社外取締役及び社外監査役との関係 (平成20年3月31日現在)

① 社外取締役に関する事項

取締役 中川公隆は、東京ビジネスオーデット株式会社の取締役を兼務 しており、当社は、東京ビジネスオーデット株式会社との取引関係はあり ません。

当社は、取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより中川公隆氏と当社との間で責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- (2) 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

② 社外監査役に関する事項

監査役 志村孝典及び監査役 安野憲起と、当社との取引関係はありません。

当社は、監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、社外監査役両氏との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより志村孝典氏及び安野憲起氏との間で責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合 は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責 任を負う。
- (2) 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

③ 社外取締役及び社外監査役の事業年度中の取締役会等での活動状況

区	Д		取締役会(19回開催)	監査役会(14回開催)		
	分			出席回数	出 席 率	出席回数	出 席 率
取締役中	Щ	公	隆	19回	100%	_	_
監査役志	村	孝	典	14回	74%	12回	86%
監査役安	野	憲	起	18回	95%	13回	93%

④ 社外取締役及び社外監査役の取締役会及び監査役会での発言 社外取締役中川公隆氏は、会社役員としての経験と知見に基づく発言を 適宜行っております。社外監査役志村孝典氏及び社外監査役安野憲起氏は、 客観的視点から、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言 を適宜行っております。

3. 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区	分	支給人員	支 給 額	摘 要
取	締 役	6名	37, 467千円	(うち社外取締役1名 3,840千円)
監	査 役	3名	8,400千円	(うち社外監査役2名 1,200千円)
合	計	9名	45,867千円	

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の支給額には、平成19年12月31日にて辞任した専務取締役 構松裕司の報酬分を含んでおります。

V. 会計監査人の状況

1. 名

監査法人トーマツ

2.報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額		10, 00	00千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		11, 5	40千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査機関の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務報告に係る内部統制に関するアドバイザリー業務を委託し、対価を支払っております。

4. 解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要がある と判断される場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求 に基づいて会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的と致しま す。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が解任した旨と解任の理由を報告します。なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

VI. 業務の適正を確保するための体制

内部統制システム構築の基本方針

(平成19年3月14日取締役会決議 平成19年4月1日施行 平成19年7月17日改訂 平成20年4月1日改訂 平成20年5月26日改訂)

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制(会社法第362条第4項第6号) (施行規則第100条第1項第4 号)
 - ① 取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼されるコンプライアンス体制を維持し確立できるように会社理念、 行動規範及び会社方針を定め、遵守する。
 - ② 法令及び定款の遵守体制を確実にするために、リスク管理委員会を置き、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の定着と運用の徹底を図るため、社内研修等必要な活動を推進する。
 - ③ 使用人は、法令及び就業規則のほか諸規程に基づき、法令遵守・企業倫理に則った行動のもと業務の執行に当たり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うものとする。
 - ④ 経営企画室にコンプライアンス担当を置き、コンプライアンス体制の整備・維持を図るものとする。
 - ⑤ 内部監査部門として内部監査室を置き、「内部監査規程」ならびに「個人情報保護規程」に基づき各部門の業務監査・制度ならびに実態の監査を実施し、不正の発見、防止及び改善を図るとともに、その結果を定期的に取締役会に報告する。

- ⑥ 違法行為等によるコンプライアンス・リスクの最小化を図るために、内 部通報制度等の整備・構築として「ヘルプラインに関する規程」を設け る。
- ⑦ 取締役会は、「取締役会規程」等の付議事項に関する関係規程を整備し、 当該関係規程に基づき、当社の業務執行を決定する。
- ® 取締役会が取締役の職務執行を監督するため、取締役は担当業務の執行 状況を毎月取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互 に監視・監督する。
- ⑨ 経営の客観性・透明性を確保するため、社外取締役を置く。
- ⑩ 当社は、監査役会設置会社である。各監査役は監査役会が定めた「監査 役会規程」及び「監査役監査基準」等に基づき、法令及び定款の遵守体 制に問題があると認められた場合は、改善策を講ずることを取締役会に 求める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (施行規則 100条1項1号)

- ① 取締役の職務執行に関する情報を文書または電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理する。
- ② 内部監査室は、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理について内部監査を行う。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制 (施行規則100条1項2号)

- ① 取締役会は、事業継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題 点の把握と改善に努める。
- ② 全社的リスク管理の主管部門である経営管理本部は、各部門のリスク管理体制の整備を支援するとともに、全社的なリスクの把握及び取組み状況を点検し、会社全体のリスク管理に関わる規則・規程・マニュアル等の策定にあたり、リスク管理の状況を点検し、改善を推進する。
- ③ 事業活動に伴う各種のリスクに対しては、それぞれのリスク管理を主管する部門が対応する。事業に重大な影響を及ぼす故障、情報漏洩、信用失墜、災害等の危機に対しては、緊急時の対策等に関連する規程・マニュアル等に定めるものとし、リスクが発生した場合には、これに基づき対応する。
- ④ 内部監査室は、リスク管理体制について内部監査を行う。

- **4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**(施行規則100条1項3号)
 - ① 取締役会は、取締役会規程に従い、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催して、法令又は定款で定められた事項および経営方針その他経営に関する重要事項を決定する。
 - ② 取締役会の決議により、業務執行を担当する担当役員を選任する。担当 役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役の指示の下に、 業務を執行する。
 - ③ 業務の執行については、必要な職務の範囲と責任を「組織規程」「業務 分掌規程」に定め、決裁の権限を「取締役会規程」及び「決裁権限明細 表」に定める。
 - ④ 内部監査室は、業務の執行が、「組織規程」、「取締役会規程」及び 「決裁権限明細表」に従い、適正に行われているか内部監査を行う。

5. 財務報告に係る適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(施行規則100条3項1号)

現在、監査役(会)の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査 役(会)から要請ある場合は監査役(会)の職務を補助する使用人の任命を 取締役に対して求めることができる。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 (施行規則100条3項2 号)

前号の要請ある場合は監査職務を補助する使用人の独立性を確保するため、 当該使用人の人事に係る事項の決定には事前に監査役会の同意を得ることと する。

- 8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告 に関する体制(施行規則100条3項3号)
 - ① 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて業務及び内部統制の状況等 の報告を行い、内部監査室は、実施した内部監査の結果等を報告する。
 - ② 取締役及び使用人は、法令、定款に違反する恐れのある場合、あるいは 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、当該事項 に関する事項を速やかに監査役(会)に報告する。
- 9. **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**(施行規則100条3項4号)
 - ① 監査役(会)は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ適宜会合をもち、 意見交換を行う。
 - ② 監査役(会)は、内部監査室と十分な連携を図ることで、監査が実効的に行われることを確保する。
 - ③ 監査役(会)は、必要に応じて、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、及び重要情報を入手できることを保証する。

Ⅲ. 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の	部	負 債 の	部
科 目	金 額	科目	金額
流動資産	748, 148	流動負債	267, 534
現金及び預金	99, 598	買掛金	117, 497
売 掛 金	77, 933	未 払 金	79, 249
商品	516, 165		
貯 蔵 品	2, 331	未 払 費 用	37, 007
前払費用	22, 519	未払法人税等	6, 709
繰延税金資産	34, 549	未払消費税等	369
その他流動資産 貸 倒 引 当 金	595	賞与引当金	13, 592
貸倒引当金 固定資産	△ 5, 544 483 , 587	ポイント引当金	10, 470
有形固定資産	177, 652		
建物	107, 609	その他流動負債	2, 638
構築物	12, 518	固定負債	81, 357
車両運搬具	1, 886	退職給付引当金	32, 057
工具器具備品	55, 071	預 り 保 証 金	49, 300
建設仮勘定	567		348, 891
無形固定資産	39, 771		
電話加入権	923	純資産	の 部
ソフトウェア	37, 545	株主資本	882, 844
ソフトウェア仮勘定	1, 302	資 本 金	500, 765
投資その他の資産	266, 163	資 本 剰 余 金	177, 817
投資有価証券	4, 651		,
長期貸付金	1,567		
長期前払費用	8, 855	利益剰余金	204, 260
敷金・保証金建設協力金	130, 291 32, 364	その他利益剰余金	204, 260
店舗賃借仮勘定	90, 000	繰越利益剰余金	204, 260
貸倒引当金	△ 1,567	純 資 産 合 計	882, 844
資 産 合 計	1, 231, 735	負 債 純 資 産 合 計	1, 231, 735

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(単位:千円)

				金	額
I. 売	上	高			2, 462, 327
Ⅱ. 売 上	原	価			1, 423, 475
売	上 総	利	益		1, 038, 852
Ⅲ. 販売費及	び一般管理	費			1, 004, 166
営	業	利	益		34, 685
Ⅳ. 営 業	外 収	益			
受	取	利	息	652	
受	取 手	数	料	265	
雑	収		入	4, 720	5, 638
V. 営 業	外 費	用			
雑	損		失	2, 328	2, 328
経	常	利	益		37, 994
VI. 特 別	利	益			
固	定 資 産	売 却	益	186	186
VII. 特 別	損	失			
固	定 資 産	除却	損	1, 887	
減	損	損	失	1, 707	
投 資	有価証	券 評 価	損	8, 124	
店	舗 閉	鎖 損	失	3, 000	
債	権 買	戻	損	3, 383	18, 103
税引前	当期	純 利	益		20, 077
法人税、	住民税及	び事業	税	6, 817	
法人	税等	調整	額	△ 16, 636	△ 9,818
当 期	純	利	益		29, 895

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(単位:千円)

	株	主	E 3	資	本
		資本剰余金	利益剰余金		
	資 本 金	資本準備金	その他利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
		頁本毕佣並	繰越利益剰余金		
前期末残高	499, 748	176, 800	174, 364	850, 913	850, 913
当 期 変 動 額					
新株の発行	1, 017	1, 017		2, 035	2, 035
当 期 純 利 益			29, 895	29, 895	29, 895
当期変動額合計	1, 017	1, 017	29, 895	31, 930	31, 930
当 期 末 残 高	500, 765	177, 817	204, 260	882, 844	882, 844

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

品 (1) ゴルフクラブ……個別法による原価法を採用しております。

(2) ゴルフクラブ以外…総平均法に基づく原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産………建物(建物附属設備を除く)については定額法を、その他の 有形固定資産については定率法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3年~24年 構 築 物 10年~20年 車両運搬具 2年~6年 工具器具備品 2年~15年

無形固定資産……ソフトウェア

社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

長期前払費用……均等償却しております。

4. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸 倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別 に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採

用しております。

退職給付引当金……...従業員の退職給付に備えるため、当期末において従業員が自 己都合により退職した場合の要支給額を計上しております。

賞 与 引 当 金………従業員の賞与の支給に資するため、支給見込額に基づき対象 期間分を計上しております。

ポイント引当金……ポイント使用による将来の費用負担に備えるため、直営店が 発行しているポイントの期末残数に対し、過去の利用実績比 率に基づき将来使用されると予想される金額を引当計上して おります。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

6. 会計方針の変更

減価償却の方法

法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、 改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ916千円減少しております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

当事業年度より、事業部別、直営店舗別の営業実績をより実態に即して把握するため、また個別に評価することがシステム上可能となったことにより商品の内ゴルフクラブに関して評価基準及び評価方法を総平均による原価法から個別法による原価法に変更しております。

この変更により、たな卸資産は4,092千円、営業利益、経常利益及び税引前純利益は、それぞれ3,284千円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 取締役に対する金銭債務(未払退職金) 122,853千円 4.272千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当該事業年度の末日における発行済株式数

13,083株

当該事業年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式数 416株

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

		(十四・111)
		(平成20年3月31日現在)
繰延税金資産(流動))	
貸倒引当金損金算	入限度超過額	2, 880
ポイント引当金		4, 240
賞与引当金		5, 504
未払事業税		939
たな卸資産評価損		2, 969
未払退職金		1,730
繰越欠損金		11, 697
その他		4, 587
繰延税金資産	合計	34, 549
繰延税金資産(固定))	·
減価償却費損金算	入限度超過額	322
減損損失		691
投資有価証券評価	損	3, 290
退職給付引当金損	金算入限度超過額	12, 983
繰越欠損金		54, 628
その他		283
繰延税金資産	小計	72, 198
評価性引当額		△72, 198
繰延税金資産	合計	
		

(単位:千円)

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるとき の、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

 (単位:%)

 (平成20年3月31日現在)

 法定実効税率
 40.5

 (調整)
 0.7

 住民税均等割額
 33.4

 評価性引当額
 △123.9

 その他
 0.3

 税効果会計適用後の法人税等の負担率
 △48.9

(一株当たり情報に関する注記)

一株当たり純資産額67,480円25銭一株当たりの当期純利益2,287円36銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年5月14日

株式会社 ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

監査法人トーマツ

公認会計士 浅 枝 芳 隆 ⑩

指定社員 公認会計士 鎌田 竜彦 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴルフ・ドゥの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は商品のうちゴルフクラブの評価基準及び評価方法について、従来、総平均法による原価法を採用していたが、当事業年度から個別法による原価法を採用することに変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況 を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違 反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認 めます。

平成20年5月26日

株式会社ゴルフ・ドゥ 監査役会 常勤監査役 小 澤 幸 乃 印 社外監査役 志 村 孝 典 印 社外監査役 安 野 憲 起 印

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

- 1. 変更の理由
 - (1) 当社の事業の多用化に対応するため、現行定款第1章総則第2条(目的) に、事業目的の修正・追加を行うものであります。
 - (2) 上記の変更、新設にともない項数の変更を行うものであります。
- 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりでございます。

	(下線は変更部分を示します。)
現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 (省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを	第2条 当会社は、次の事業を営むことを
目的とする。	目的とする。
1. スポーツ関連用品の販売及び中古	1. スポーツ関連用品の販売及び中古
スポーツ用品の買取・修理・賃貸	スポーツ用品の買取・修理・賃貸
借	借
2. スポーツ用品の販売及び買取を目	2. スポーツ用品の販売及び買取を目
的とするフランチャイズチェーン	的とするフランチャイズチェーン
店の加盟募集及び加盟店の指導	店の加盟募集及び加盟店の指導
3. ゴルフ場及びゴルフ練習場等ス	3. ゴルフ場及びゴルフ練習場等ス
ポーツ施設の運営及び運営支援	ポーツ施設の運営及び運営支援
4. インターネットを利用した商取引	4. インターネットを利用した商取引
並びに各種情報サービスの提供、	並びに各種情報サービスの提供、
業務代理業、広告事業	業務代理業、広告事業
5. 経営コンサルタント業務	5. 経営コンサルタント業務
6. 情報処理システムの企画開発及び	6. 情報処理システムの企画開発及び
保守管理業務	保守管理業務
7. 広告代理店	7. 広告代理店
8. 不動産の賃貸、売買、仲介並びに	8. 不動産の賃貸、売買、仲介並びに
管理	管理
9. 損害保険代理業	9. 損害保険代理業
10. 輸出入業務	10. 輸出入業務
11. 飲食業	11. 飲食業

現 行 定 款	変 更 案
12. 旅行代理店業 (新設)	12. 旅行代理店業 13. 携帯電話及び情報通信機器類の販
13. 前各号に附帯関連する一切の業務 第3条〜第37条 (省略)	<u>売及び役務の提供業務</u> 14. 前各号に附帯関連する一切の業務 第3条~第37条 (現行どおり)

第2号議案 補欠の監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合においても監査業務の継続性を維持することができるよう、社外監査役志村孝典氏、安野憲起氏の補欠の社外 監査役として牧野尚子氏を選任することをお願いするものであります。

なお、牧野氏選任の効力は、その就任前に限り、監査役会の同意を得て行う取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏	名	生年月日	略歴、他の法人等の代表状況	所有株式数(株)
牧野	尚 子	昭和46年11月17日生	平成12年5月 大貫事務所入所 平成13年4月 司法書士登録 平成17年5月 牧野司法書士事務所開設 (現任)	_

- (注) 1. 候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 牧野尚子氏は補欠の社外監査役として選任するものであります。
 - 3. 牧野尚子氏を社外監査役候補者とする理由は、牧野尚子氏が司法書士としての知見と経験を有しており、その専門的見地が当社の監査体制に有用と考え、補欠社外監査役として選任をお願いするものであり、また、牧野尚子氏は会社経営の経験はありませんが、その司法書士としての経験と専門知識、幅広い見識から当社社外監査役の職務を適切に遂行することができると判断しております。
 - 4. 牧野尚子氏との責任限定契約について

当社は、監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより就任に際しては牧野尚子氏との間で責任限定契約の締結を予定しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ① 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会 社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった 職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 当社取締役ならびに監査役に対する報酬として新株予約権を発行す る件

当社の取締役に対して、報酬として新株予約権を年額2,700万円(うち社外取締役70万円)、監査役に対して、報酬として新株予約権を年額300万円の範囲で割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役の員数は5名(うち社外取締役1名)、監査役の員数は3 名であります。

1. 取締役および監査役に対するストックオプション報酬額の変更の理由

当社の取締役の報酬額は、平成12年6月5日開催の臨時株主総会において年額1億6,000万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)、監査役の報酬額は年額2,000万円以内とご承認いただき、また、当該報酬額とは別枠で、平成19年6月28日開催の第20期定時株主総会において、取締役に年額1,640万円(うち社外取締役70万円)、監査役に年額360万円の範囲で新株予約権を付与することを御承認頂いておりますが、取締役の業績向上へのインセンティブを一層高めるため、上記ストックオプション報酬額を、取締役については年額2,700万円以内(うち社外取締役70万円以内)、監査役については年額300万円以内と改定させて頂きたいと存じます。

2. 新株予約権割当の対象者

当社取締役、監査役

- 3. 新株予約権の内容及び数の上限等
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式300株(うち社外取締役割当て5株、監査役割当て30株)を 各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約 権の目的となる株式数の上限とします。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、 次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かか る調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権 の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数に ついては、これを切り捨てます。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

(2) 新株予約権の総数

300個(うち社外取締役割当て5個、監査役割当て30個)を各事業年度に 係る定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の数の上限 とします。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とします。ただし、上記(1) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。

- (3) 新株予約権と引換えに払込む金額 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される

1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とします。

1株当たりの行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における名古屋証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の前日の名古屋証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のうちいずれか高い方に1.05を乗じた金額(1円未満は切上げ)とします。

なお、新株予約権割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行うなど、 1株当たりの価格の変更をすることが適切な場合には、当社が必要と認める 処理を行うものとします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権割当日の翌日から5年間とします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認 を要するものとします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役ならびに監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結していることを要するものとします。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでありません。
 - ② その他権利行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところに依るものとします。

第4号議案 当社従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行す る件(新株予約権の有利発行議案)

会社法第236条、第238条ならびに第239条の規定に基づき、以下の要領により、 当社の従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項 の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の従業員に業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものであります。

- 2. 新株予約権割当の対象者 当社従業員。
- 3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内 容及び数の上限等
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式300株を上限とします。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、 次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる 調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目 的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数について は、これを切り捨てます。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

(2) 新株予約権の総数

300個を上限とします。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とします。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。

- (3) 新株予約権と引き換えに払込む金額 新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株 予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額 (以下「行使価額」という。) に各新株予約権の目的である株式の数を乗じ た価額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月各日(取引が成

立しない日を除く。)における名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

ただし、その金額が新株予約権を割り当てる日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ 直近日の終値。)を下回る場合は、当該終値とします。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上 記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調 整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとし ます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1 株当たり払込価額

調整後=調整前× 行使価額 行使価額

既発行株式数+新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から 当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株 式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読 み替えるものとします。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上 記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当 の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる ものとします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間 平成23年5月1日から平成28年4月30日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の 額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額 の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その

端数を切り上げるものとします。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備 金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加す る資本金の額を減じた金額とします。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の従業員であることを要します。ただし、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでありません。
- ② 新株予約権の相続はこれを認めないものとします。
- ③ その他権利行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当 社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める ところに依るものとします。
- (8) ① 当社は、新株予約権者が上記(7) による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認 を要するものとします。
- (10) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新 株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以 下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
 - ① 合併(当社が消滅する場合に限る) 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部また は一部を継承する株式会社
 - ③ 新設分割新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済み株式の全部を取得する株式会社

- ⑤ 株式移転 株式移転により設立する株式会社
- (11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、 これを切り捨てるものとします。
- (12) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとします。

以上

メ	₹

株主総会会場ご案内図

会 場:埼玉県さいたま市中央区新都心3-2

ラフレさいたま 5F 桃 2番

TEL: 048-601-1111



JR京浜東北線・宇都宮線・高崎線「さいたま新都心駅」下車 徒歩約7分 JR埼京線「北与野駅」下車 徒歩約10分

※東北・上越新幹線ご利用の方は「大宮駅」でお乗り換え下さい。